

議第 29 号

下呂市監査委員条例の一部を改正する条例について

下呂市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

毎年 11 月と定められている定期監査期日の規定について、柔軟性を持たせ、より充実した監査を実施するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市監査委員条例の一部を改正する条例

下呂市監査委員条例（平成 16 年下呂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定期監査) 第 4 条 法第 199 条第 4 項の規定による監査の 期日は、 <u>毎年度 9 月から 2 月まで</u> とする。 2 (略)	(定期監査) 第 4 条 法第 199 条第 4 項の規定による監査の 期日は、 <u>毎年 11 月</u> とする。 2 (略)

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市監査委員条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

定期監査の期日を毎年11月とする規定について、期間に柔軟性を持たせ、より充実した定期監査を実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 定期監査の期日を、毎年度9月から2月までとします。

(第4条関係)

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)